

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p data-bbox="510 563 734 603"><u>電気需給約款</u></p> <p data-bbox="488 1046 757 1086">2023年4月1日</p> <p data-bbox="327 1142 918 1182">(2023年4月分の電気料金より適用)</p> <p data-bbox="385 1217 860 1249">株式会社イーネットワークシステムズ</p>	<p data-bbox="1503 563 1727 603"><u>電気需給約款</u></p> <p data-bbox="1480 1046 1749 1086">2022年4月1日</p> <p data-bbox="1350 1142 1877 1182">(2022年5月検針分より適用)</p> <p data-bbox="1377 1217 1852 1249">株式会社イーネットワークシステムズ</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>1 適用</p> <p>3. 当社がお客さまと新規に本契約を締結する場合および既存の本契約の内容を変更する場合、当社が、電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の書面交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）、本約款の交付および電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後の書面交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）を以下の方法により行うことについて、あらかじめお客さまに承諾していただきます。</p> <p>（1）供給条件の説明、契約締結前の書面交付および本約款の交付を行う場合、書面の交付、インターネット上での開示（ファイルへの記録の方式は、<u>PDFファイル形式になります。</u>以下インターネット上での開示<u>および</u>電子メールの送信について同じ。）または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法により行い、変更之际しては、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>2 電気需給約款の変更</p> <p>1. 一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>、本約款を</p>	<p>1 適用</p> <p>3. 当社がお客さまと新規に本契約を締結する場合および既存の本契約の内容を変更する場合、当社が、電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。と、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の書面交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）、本約款の交付および電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後の書面交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）を以下の方法により行うことについて、あらかじめお客さまに承諾していただきます。</p> <p>（1）供給条件の説明、契約締結前の書面交付および本約款の交付を行う場合、書面の交付、インターネット上での開示（ファイルへの記録の方式は、AcrobatReader 8.0以上。以下インターネット上での開示<u>及び</u>電子メールの送信について同じ。）または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法により行い、変更之际しては、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>2 電気需給約款の変更</p> <p>1. 一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ<u>その効力発生時期を定め、かつ効力発生時期までに相当な予告期間をおいて、本約款を変更する旨</u>、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。ただし、当社による料金単価の変更は、<u>19.（料金単価の変更）</u>に定めるところによります。</p>	<p>当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。ただし、当社による料金単価の変更は、<u>19.（料金単価の変更）</u>に定めるところによります。</p>
<p>3 用語の定義</p> <p>15. 昼間時間</p> <p>お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合、または、②事故等①以外の事由による不足電力の補給に当てる場合にお客さまが供給を受ける電気をいいます。毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに<u>休日時間</u>に該当する時間を除きます。</p> <p>18. 休日時間</p>	<p>3 用語の定義</p> <p>15. 昼間時間</p> <p>お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合、または、②事故等①以外の事由による不足電力の補給に当てる場合にお客さまが供給を受ける電気をいいます。毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに<u>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</u>に該当する時間を除きます。</p> <p>18. 休日時間</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の午前0時から午後12時までの時間をいいます。ただし、東北電力ネットワーク株式会社供給区域については、<u>12月29日および1月4日も</u>、北陸電力送配電株式会社供給区域、中国電力ネットワーク株式会社供給区域については、1月4日も休日とします。</p>	<p>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の午前0時から午後12時までの時間をいいます。ただし、東北電力ネットワーク株式会社エリゾ、北陸電力送配電株式会社エリゾ、中国電力ネットワーク株式会社エリゾについては、1月4日も休日とします。</p>
<p><u>20. 電源調達調整費</u></p>	<p>20. 燃料費調整額・燃料費等調整額（離島ユニバーサルサービス調整額を含む場合）</p>
<p><u>電源調達にかかる費用</u>を電気料金に<u>適切に</u>反映させるために別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。</p>	<p><u>燃料費の変動</u>を電気料金に反映させるため<u>の制度に基づいて</u>別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。</p>
<p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法」<u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）</u>第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。</p>	<p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。</p>
<p>29. 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき<u>離島における</u>平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、</p>	<p>29. 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p>	<p>日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p>
<p><u>30. 託送料金相当額</u> <u>お客さまへの電気の供給に必要となる一般送配電事業者が託送約款等で定める接続送電サービス料金（以下「託送料金」といいます。）に相当する金額をいいます。託送料金には、一般送配電事業者の送配電に係る人件費、設備修繕費、減価償却費、固定資産税のほか、法令で定められた賠償負担金、廃炉円滑化負担金、および電源開発促進税等が含まれます。当社がお客さまにお支払いいただいている料金にはこの託送料金相当額が含まれます。なお、お客さまに適用される接続送電サービスの種別は一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによります。</u></p>	<p>(追加) (追加)</p>
<p><u>31. インバランス料金</u> <u>小売電気事業者が、あらかじめ電力広域的運営推進機関に提出する、電力の需要量または発電量を想定した計画値：「需要（発電）計画」と実際に対象地点で使用・発電された需要量または発電量の実績：「需要（発電）実績」との差分にかかる料金であって、不足した電力量の補填または余剰となった電力量の買取のため、内容に応じて一般送配電事業者から請求または支払いを受けるものをいいます。別紙3に記載の方法により算出された値をいいます。</u></p>	<p>1. (追加)</p>
<p><u>32. 離島ユニバーサルサービス調整額（離島ユニバーサルサービス調整制度）</u> <u>供給区域内に離島がある一般送配電事業者が、需要家保護の観点から、</u></p>	<p>(追加) (追加)</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p><u>離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土と遜色ない料金水準で電気の供給を行うことが義務づけられていることに伴い、離島がある供給区域内で電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただく費用であって、別紙3に記載の方法により算出された値をいいます。</u></p> <p>7 常時供給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>(1) 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と<u>常時供給電力</u>基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>基本料金=<u>契約電力×常時供給電力基本料金単価×(185%-力率)</u></p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその<u>時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに電源調達調整費</u>から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+<u>電源調達調整費</u></p>	<p>7 常時供給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>(1) 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と<u>その</u>基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>基本料金=<u>契約電力×常時供給電力基本料金単価×(185%-力率)</u></p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその<u>時</u></p> <p><u>間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額から以下の算式により算定される金額とします。</u></p> <p>(a) <u>九州電力送配電株式会社エリア以外</u></p> <p style="text-align: center;">=</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+<u>燃料費調整額</u></p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(b) <u>九州電力送配電株式会社エリア</u></p> <p><u>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価</u></p> <p><u>+燃料費調整額+離島ユニバーサルサービス調整額</u></p>
<p>8 契約超過金</p> <p>1. お客さまが常時供給電力の契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、常時供給電力について以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に対して支払うものとします。</p> <p style="padding-left: 40px;">契約超過金 = (当該月の最大需要電力 - 当該月の契約電力) × <u>常時供給電力</u>基本料金単価 × (185% - 力率) × 1.5</p>	<p>8 契約超過金</p> <p>1. お客さまが常時供給電力の契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、常時供給電力について以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に対して支払うものとします。</p> <p style="padding-left: 40px;">契約超過金 = (当該月の最大需要電力 - 当該月の契約電力) × 基本料金単価 × (185% - 力率) × 1.5</p>
<p>9 電気料金の算定および支払条件</p> <p>5. 支払い遅延等の際の措置</p> <p><u>(2) 当社は、支払い遅延その他必要があるときは、前項第1号および第2号にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされた</u></p>	<p>9 電気料金の算定および支払条件</p> <p>5. 支払い遅延の際の措置</p> <p style="text-align: right; color: red;">(追加)</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p><u>ものといたします。</u></p> <p>13 給電指令の際の措置</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>13 給電指令の際の措置</p> <p>2. 前項各号により、お客様の電気の使用を制限し、または中止した場合には、本契約に適用される一般送配電事業者からの接続送電サービス料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p>
<p>16 違約金および損害賠償の免責</p> <p>2. 損害賠償の免責</p> <p>(3) 第1号の場合のほか、13. <u>(給電指令の際の措置)</u> によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客様の電気の使用</p>	<p>16 違約金および損害賠償の免責</p> <p>2. 損害賠償の免責</p> <p>(3) 第1号の場合のほか、13. (給電指令の際の措置) <u>第1項</u> によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客様の電気</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>17 不可抗力</p> <p>1. 以下の各号の事由 <u>（日本国外で発生したものを含み、以下「不可抗力」といいます。）</u> が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p><u>（1）地震、落雷、暴風雨、洪水、津波等の天災地変が起きた場合</u></p> <p><u>（2）戦争（宣戦布告の有無を問いません）、テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、日本卸電力取引所の停止、疫病の流行等、</u> 平時の社会生活の営みを困難にする事態が生じた場合</p>	<p>17 不可抗力</p> <p>1. 以下の各号の事由 （以下「不可抗力」といいます。） が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>（1）地震等の天災地変が起きた場合</p> <p>（2）戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする 非常 事態が生じた場合</p>
<p>19 料金単価の変更</p> <p>(1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日 <u>（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）</u> を書面でお客さまに通知します。 <u>なお、各一般送配電事業者の託送料金に変更された場合には、当該変</u></p>	<p>19 料金単価の変更</p> <p>(1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日 （以下「新料金単価適用開始日」といいます。） を書面でお客さまに通知します。 （追加）</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p><u>更に応じて、当社がお客さまからお支払いいただく託送料金相当額も変更されるため、その分料金は増減されることとなります。</u></p> <p>20 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。期間満了の3ヶ月前までにお客さまから解約のお申し出がない場合は1年間自動更新とし、以降も同様といたします。なお、本契約期間中であっても、お客さまは3ヶ月前までに<u>当社</u>にその旨を書面で通知（以下「解約通知」といいます。）<u>）</u>することで、通知日から3ヶ月後の日を解約日として本契約を解約（以下「中途解約」といいます。）することができます。お客さまによる中途解約の場合、お客さまは21.<u>（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）</u>に定める金額を当社に追加的に支払うものとします。</p> <p>2. <u>当社は、本契約期間中であっても、1ヶ月前までにお客さまに解約通知することで、通知日から1ヶ月後の日を解約日として本契約を中途解約することができます。</u></p> <p>3. <u>本条第1項および第2項</u>にかかわらず、当社の責めとならない理由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。</p>	<p>20 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。期間満了の3ヶ月前までにお客さまから解約のお申し出がない場合は1年間自動更新とし、以降も同様といたします。なお、本契約期間中であっても、お客さま<u>および当社</u>は3ヶ月前までに<u>相手方</u>にその旨を書面で通知（以下「解約通知」といいます。）<u>）</u>することで、通知日から3ヶ月後の日を解約日として本契約を解約（以下「中途解約」といいます。）することができます。お客さまによる中途解約の場合、お客さまは21.<u>（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）</u>に定める金額を当社に追加的に支払うものとします。</p> <p>2. <u>前項</u></p> <p style="text-align: center;">にかかわらず、当社の責めとならない理由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>21 需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約</p> <p>1. <u>20. (契約期間および中途解約) 第1項</u>なお書きにしたがってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、本契約締結日以降、需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の解約を希望する場合には、需給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間 <u>(以下本項において「対象期間」といいます。)</u> に関し、お客さまは、以下により基本料金相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に追加的に支払うものとします。また、当社は電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>(1)基本料金相当分 次の①および②の合計した金額といたします。</p> <p>① 解約日の直前の契約電力につき臨時電力料金単価 <u>(基本料金単価)</u> を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額</p> <p>② 解約日の直前の契約電力につき、<u>一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める契約種別毎の基本料金単価 (一般送配電事業者が定める契約種別)</u>のうち本契約に該当する基本料金単価) を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額に解約日の翌月から電</p>	<p>21 需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約</p> <p>1. 20. (契約期間および中途解約) 第1項なお書きにしたがってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、本契約締結日以降、需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の解約を希望する場合には、需給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間 (以下本項において「対象期間」といいます。) に関し、お客さまは、以下により基本料金相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に追加的に支払うものとします。また、当社は電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>(1)基本料金相当分 次の①および②の合計した金額といたします。</p> <p>① 解約日の直前の契約電力につき臨時電力料金単価 (基本料金単価) を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額</p> <p>② 解約日の直前の契約電力につき、みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)が定める契約種別毎の基本料金単価 (業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力および高圧電力)のうち本契約に該当する基本料金単価) を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>気需給契約書に定める契約満了日を含む月までの契約残存月数を乗じた額。ただし、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金が、<u>一般送配電事業者</u>が定める契約種別毎の基本料金単価を適用して算定した基本料金を上回る場合は本条文は適用しないものといたします。</p> <p><u>(3) 一般送配電事業者</u>が定める契約種別毎の基本料金単価は、解約日の前日に公表されている単価を適用するものとします。なお、解約日が該当月の中途の場合は、<u>9.（電気料金の算定および支払条件）</u>第3項に定める日割計算にしたがって算定します。</p>	<p>に実際に支払った基本料金との差額に解約日の翌月から電気需給契約書に定める契約満了日を含む月までの契約残存月数を乗じた額。ただし、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金が、みなし小売電気事業者が定める契約種別毎の基本料金単価を適用して算定した基本料金を上回る場合は本条文は適用しないものといたします。</p> <p>(3) みなし小売電気事業者が定める契約種別毎の基本料金単価は、解約日の前日に公表されている単価を適用するものとします。なお、解約日が該当月の中途の場合は、9.（電気料金の算定および支払条件）第3項に定める日割計算にしたがって算定します。</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>別紙1 <u>電源調達調整</u></p> <p>1. <u>電源調達調整単価</u>の算定 <u>電源調達調整単価は、次の算定式により算定し、電気料金に反映します。電源調達調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電源調達調整単価 = A+B+C-D</u></p> <p><u>A=卸電力取引市場調達単価（※1）</u> <u>当月の2ヶ月前の月の15日を起算日としたその前3ヶ月において、当社が一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場および時間前市場で調達した電力1キロワット時当たりの、約定量および約定価格から算定される加重平均単価に、当社の卸電力取引市場調達比率（当月の3ヶ月前の月における当社の電源構成全体に占める当社が一般社団法人日本卸電力取引所で調達した電力の比率をいいます。）を乗じて算定し、損失率（※3）にて補正した消費税等相当額を含む値といたします。</u></p>	<p>別紙1 燃料費調整（北海道電力ネットワーク株式会社供給区域、東北電力ネットワーク株式会社供給区域、東京電力パワーグリッド株式会社供給区域、中部電力パワーグリッド株式会社供給区域、北陸電力送配電株式会社供給区域、関西電力送配電株式会社供給区域、中国電力ネットワーク株式会社供給区域、四国電力送配電株式会社供給区域、九州電力送配電株式会社供給区域）</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) <u>平均燃料価格</u> 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> <p style="text-align: center;"><u>平均燃料価格=A×α+B×β</u></p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α、β=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行		
<p><u>B=固定電源調達単価</u> 当社が発電事業者、ベースロード市場等から電力を調達する場合に生じる費用であって、発電事業者、ベースロード市場等の調達方法ごとに、当月の3ヶ月前の月における電力1キロワット時当たりの平均調達単価に、当該調達方法に係る当社の固定電源調達比率（当月の3ヶ月前の月における当社の電源構成全体に占める当社が当該調達方法により調達した電力の比率をいいます。）を乗じて算定し、損失率（※3）にて補正した消費税等相当額を含む値といたします。</p> <p><u>C=調整単価（調整項）</u> インバランス料金、離島ユニバーサルサービス調整額、容量拠出金等が発生した場合は調整単価（調整項）に含めます。別紙3に定めるものとします。</p> <p><u>D=基準単価</u> 当社が供給区域または料金メニューごとに電源調達調整の加減算の基準として定める単価（消費税等相当額を含みます。）をいいます。</p> <p><u>（※1）卸電力取引市場調達単価の上限単価は以下のとおりとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="255 1062 992 1102"> <tr> <td>上限単価（※2）</td> <td>60円/kWh（消費税等相当額を含みます。）</td> </tr> </table> <p><u>（※2）不可抗力事由の発生により、上限設定を継続することが、当社の事業継続に影響（軽微なものを除きます。）を与えると判断した場合、上限単価の設定を廃止することがあります。</u></p> <p><u>（※3）各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率</u></p>	上限単価（※2）	60円/kWh（消費税等相当額を含みます。）	<p>(2) <u>燃料費調整単価</u> 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、基準燃料価格Xは別表に定めるものとします。</p> <p>(a) <u>1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を下回る場合</u> 燃料費調整単価=(X円-平均燃料価格)×2の基準単価/1,000</p> <p>(b) <u>1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回る場合</u> 燃料費調整単価=(平均燃料価格-X円)×2の基準単価/1,000</p> <p>(3) <u>燃料費調整単価の適用</u></p>
上限単価（※2）	60円/kWh（消費税等相当額を含みます。）		

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行																						
<p><u>2. 電源調達調整単価の算定諸元の変更</u></p> <p><u>経済情勢、当社における電力調達状況等について著しい変動が生じた場合には、当社は前項に掲げる電源調達調整単価の算定諸元を見直すことができるものとします。</u></p> <p><u>3. 電源調達調整費</u></p> <p><u>電源調達調整費は、その月の使用電力量と1項によって算定された電源調達調整単価から、以下の算式により算定される金額とします。</u></p> <p><u>電源調達調整費＝使用電力量×電源調達調整単価</u></p>	<p><u>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。なお、契約電力が500キロワット以上または特別高圧電力で電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては以下の表にいう各月の検針日をその月の翌月の初日として適用します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 592 2069 1390"> <thead> <tr> <th><u>平均燃料価格算定期間</u></th> <th><u>燃料費調整単価適用期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u></td> <td><u>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u></td> <td><u>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u></td> <td><u>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u></td> <td><u>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u></td> <td><u>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>燃料費調整単価適用期間</u>	<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</u>
<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>燃料費調整単価適用期間</u>																						
<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</u>																						
<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</u>																						

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行									
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期 間</p>	<p>翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間</p>								
	<p>毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)</p>	<p>翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間</p>								
	<p>(3) <u>基準単価</u></p> <p><u>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるもの</u>とします。</p> <p>(4) <u>燃料費調整額</u></p> <p><u>燃料費調整額は、その月の常時供給電力の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して</u>以下の算式により算定される金額とします。</p> <p><u>燃料費調整額=使用電力量×燃料費調整単価</u></p> <p><u>別表：燃料費調整単価算出係数等</u> <u>（北海道電力ネットワーク株式会社供給区域）</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 1233 2085 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1233 1529 1289">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1532 1233 2085 1289">値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1291 1529 1347" rowspan="2"><u>係数</u></td> <td data-bbox="1532 1291 1731 1347"><u>α</u></td> <td data-bbox="1733 1291 2085 1347"><u>0.4699</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1532 1348 1731 1390"><u>β</u></td> <td data-bbox="1733 1348 2085 1390"><u>0.7879</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	値		<u>係数</u>	<u>α</u>	<u>0.4699</u>	<u>β</u>	<u>0.7879</u>
項目	値									
<u>係数</u>	<u>α</u>	<u>0.4699</u>								
	<u>β</u>	<u>0.7879</u>								

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行		
	<u>基準燃料価格</u>	<u>X</u>	<u>37,200円</u>
	<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>18銭9厘</u>
	<u>（1キロワット時につき）</u>	<u>特別高圧</u>	<u>18銭4厘</u>
	<u>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</u>		
	<u>別表：燃料費調整単価算出係数等</u>		
	<u>（東北電力ネットワーク株式会社供給区域）</u>		
	<u>項目</u>		<u>値</u>
	<u>係数</u>	<u>α</u>	<u>0.1152</u>
		<u>β</u>	<u>0.2714</u>
		<u>γ</u>	<u>0.7386</u>
<u>基準燃料価格</u>	<u>X</u>	<u>31,400円</u>	
<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>21銭3厘</u>	
<u>（1キロワット時につき）</u>	<u>特別高圧</u>	<u>20銭6厘</u>	
<u>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</u>			
<u>別表：燃料費調整単価算出係数等</u>			
<u>（東京電力パワーグリッド株式会社供給区域）</u>			
<u>項目</u>		<u>値</u>	
<u>係数</u>	<u>α</u>	<u>0.1970</u>	
	<u>β</u>	<u>0.4435</u>	

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行		
		㍷	<u>0.2512</u>
	<u>基準燃料価格</u>	㍻	<u>44,200円</u>
	<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>22銭4厘</u>
	（1キロワット時につき）	<u>特別高圧</u>	<u>22銭1厘</u>
<p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>			
<p>別表：燃料費調整単価算出係数等 （中部電力パワーグリッド株式会社供給区域）</p>			
<u>項目</u>		<u>値</u>	
<u>係数</u>	㍿	<u>0.0275</u>	
	㍽	<u>0.4792</u>	
	㍷	<u>0.4275</u>	
<u>基準燃料価格</u>	㍻	<u>45,900円</u>	
<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>22銭3厘</u>	
（1キロワット時につき）	<u>特別高圧</u>	<u>22銭0厘</u>	
<p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>			
<p>別表：燃料費調整単価算出係数等 （北陸電力送配電株式会社供給区域）</p>			
<u>項目</u>		<u>値</u>	
<u>係数</u>	㍿	<u>0.2303</u>	

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行		
		円	1,144円
	基準燃料価格	円	21,900円
	基準単価 （1キロワット時につき）	高圧 特別高圧	15銭2厘 15銭0厘
<p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>			
<p>別表：燃料費調整単価算出係数等 （関西電力送配電株式会社供給区域）</p>			
項目			値
係数	α	0.0140	
	β	0.3483	
	γ	0.7227	
基準燃料価格	円	27,100円	
基準単価 （1キロワット時につき）	高圧 特別高圧	15銭8厘 15銭6厘	
<p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>			
<p>別表：燃料費調整単価算出係数等 （中国電力ネットワーク株式会社供給区域）</p>			
項目			値
係数	α	0.1543	

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行		
		<u>β</u>	<u>0.1322</u>
		<u>γ</u>	<u>0.9761</u>
	<u>基準燃料価格</u>	<u>α</u>	<u>26,000円</u>
	<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>23銭4厘</u>
	<u>（1キロワット時につき）</u>	<u>特別高圧</u>	<u>22銭7厘</u>
	<u>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</u>		
	<u>別表：燃料費調整単価算出係数等</u>		
	<u>（四国電力送配電株式会社供給区域）</u>		
	<u>項目</u>	<u>値</u>	
	<u>係数</u>	<u>α</u>	<u>0.2104</u>
<u>β</u>		<u>0.0541</u>	
<u>γ</u>		<u>1.0588</u>	
<u>基準燃料価格</u>	<u>α</u>	<u>26,000円</u>	
	<u>γ</u>	<u>39,000円</u>	
<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>18銭8厘</u>	
<u>（1キロワット時につき）</u>	<u>特別高圧</u>	<u>18銭3厘</u>	
<u>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</u>			
<u>別表：燃料費調整単価算出係数等</u>			
<u>（九州電力送配電株式会社供給区域）</u>			

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行		
	<u>項目</u>		<u>値</u>
	<u>係数</u>	<u>α</u>	<u>0.0053</u>
		<u>β</u>	<u>0.1861</u>
		<u>γ</u>	<u>1.0757</u>
	<u>基準燃料価格</u>	<u>X</u>	<u>27,400円</u>
	<u>基準単価</u>	<u>高圧</u>	<u>13銭0厘</u>
	<u>（1キロワット時につき）</u>	<u>特別高圧</u>	<u>12銭8厘</u>
<u>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</u>			
<u>2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</u>			
<u>(1) 離島平均燃料価格</u>			
<u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</u>			
<u>離島平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ</u>			
<u>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u>			
<u>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u>			
<u>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u>			
<u>α、β、γ = 別表 2 に定める係数</u>			

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
	<p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格XおよびYは別表2に定めるものとします。</p> <p>(a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(X \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times 2 \cdot (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$</p> <p>(b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がX円を上回り、かつ、Y以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(\text{離島平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2 \cdot (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がY円を上回る場合 離島平均燃料価格は、Y円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(Y - X \text{ 円}) \times 2 \cdot (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$</p> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行	
	<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u>
	<u>毎年1月1日から 3月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年2月1日から 4月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年3月1日から 5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年4月1日から 6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年5月1日から 7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年6月1日から 8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年7月1日から 9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年8月1日から 10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年9月1日から 11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年10月1日から 12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの 期間</u>	<u>翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年12月1日から 翌年の2月28日までの 期間</u>	<u>翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間</u>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行																				
	<p><u>期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u></p>																				
	<p><u>(4) 離島基準単価</u> <u>基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表-2に定めるものとします。</u></p>																				
	<p><u>(5) 離島ユニバーサルサービス調整額</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量に2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整額＝</u> <u>使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p>																				
	<p><u>別表-2：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等</u></p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 1015 1601 1066">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1603 1015 2096 1066">値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 1067 1601 1125"></td> <td data-bbox="1603 1067 1601 1125"><u>α</u></td> <td data-bbox="1603 1067 2096 1125"><u>1.0000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1126 1601 1184" rowspan="2"><u>係数</u></td> <td data-bbox="1603 1126 1601 1184"><u>β</u></td> <td data-bbox="1603 1126 2096 1184"><u>0.0000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1603 1185 1601 1243"><u>γ</u></td> <td data-bbox="1603 1185 2096 1243"><u>0.0000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1244 1601 1302" rowspan="2"><u>離島基準燃料価格</u></td> <td data-bbox="1603 1244 1601 1302"><u>Ⅹ</u></td> <td data-bbox="1603 1244 2096 1302"><u>52,500円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1603 1303 1601 1361"><u>Ⅺ</u></td> <td data-bbox="1603 1303 2096 1361"><u>78,800円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1128 1362 1601 1385"><u>離島基準単価 (1キロワット時につき)</u></td> <td data-bbox="1603 1362 2096 1385"><u>3厘</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	値			<u>α</u>	<u>1.0000</u>	<u>係数</u>	<u>β</u>	<u>0.0000</u>	<u>γ</u>	<u>0.0000</u>	<u>離島基準燃料価格</u>	<u>Ⅹ</u>	<u>52,500円</u>	<u>Ⅺ</u>	<u>78,800円</u>	<u>離島基準単価 (1キロワット時につき)</u>		<u>3厘</u>
項目	値																				
	<u>α</u>	<u>1.0000</u>																			
<u>係数</u>	<u>β</u>	<u>0.0000</u>																			
	<u>γ</u>	<u>0.0000</u>																			
<u>離島基準燃料価格</u>	<u>Ⅹ</u>	<u>52,500円</u>																			
	<u>Ⅺ</u>	<u>78,800円</u>																			
<u>離島基準単価 (1キロワット時につき)</u>		<u>3厘</u>																			

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出てくださいましたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 お客様からの申出の直後の5月分の検針日から翌年の5月分の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、<u>(1)</u>にかかわらず、<u>(1)</u>によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別</p>	<p>※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。</p> <p>別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出てくださいましたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 お客様からの申出の直後の5月分の検針日から翌年の5月分の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)にかかわらず、(1)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>	<p>一特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行																						
<p align="center"><u>$(Y-X \text{ 円}) \times 2. (4) \text{ の離島基準単価} / 1,000$</u></p>																							
<p><u>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</u> <u>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。</u></p>	<p>(追加) (追加) (追加)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 641 524 673"><u>離島平均燃料価格算定期間</u></th> <th data-bbox="533 641 1093 673"><u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 679 524 743">毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="533 679 1093 743">その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 750 524 813">毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td> <td data-bbox="533 750 1093 813">その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 820 524 884">毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="533 820 1093 884">その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 890 524 954">毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td data-bbox="533 890 1093 954">その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 960 524 1024">毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="533 960 1093 1024">その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1031 524 1094">毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="533 1031 1093 1094">その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1101 524 1165">毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td> <td data-bbox="533 1101 1093 1165">その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1171 524 1235">毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="533 1171 1093 1235">その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1241 524 1305">毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td data-bbox="533 1241 1093 1305">翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1311 524 1375">毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="533 1311 1093 1375">翌年の 2 月の検針日から</td> </tr> </tbody> </table>	<u>離島平均燃料価格算定期間</u>	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u>	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から	<p>(追加) (追加)</p>
<u>離島平均燃料価格算定期間</u>	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u>																						
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																						
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から																						

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後		現行															
	3月の検針日の前日までの期間																
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間																
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 <u>（翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間）</u>	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間																
<p>(4) 離島基準単価 基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に<u>定めるものとします。</u></p>		(追加) (追加) (追加)															
<p>(5) 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量と2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価から、以下の算式により算定される</p> <p>別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等 <u>北海道電力ネットワーク株式会社供給区域</u></p>		(追加) (追加) (追加)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td><u>α</u></td> <td><u>1.0000</u></td> </tr> <tr> <td><u>β</u></td> <td><u>0.0000</u></td> </tr> <tr> <td><u>γ</u></td> <td><u>0.0000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島基準燃料価格</td> <td><u>X</u></td> <td><u>61,600円</u></td> </tr> <tr> <td><u>Y</u></td> <td><u>92,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	値		係数	<u>α</u>	<u>1.0000</u>	<u>β</u>	<u>0.0000</u>	<u>γ</u>	<u>0.0000</u>	離島基準燃料価格	<u>X</u>	<u>61,600円</u>	<u>Y</u>	<u>92,400円</u>	(追加) (追加) (追加)
項目	値																
係数	<u>α</u>	<u>1.0000</u>															
	<u>β</u>	<u>0.0000</u>															
	<u>γ</u>	<u>0.0000</u>															
離島基準燃料価格	<u>X</u>	<u>61,600円</u>															
	<u>Y</u>	<u>92,400円</u>															

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後		現行																																		
<table border="1"> <tr> <td>離島基準単価（1キロワット時につき）</td> <td>0.001 円</td> </tr> </table> <p>※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。</p> <p>東北電力ネットワーク株式会社供給区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>1.0000</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島基準燃料価格</td> <td>X</td> <td>57,700 円</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>86,600 円</td> </tr> <tr> <td>離島基準単価（1キロワット時につき）</td> <td>0.001 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。</p> <p>北陸電力送配電株式会社供給区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>1.0000</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島基準燃料価格</td> <td>X</td> <td>42,600 円</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>63,900 円</td> </tr> <tr> <td>離島基準単価（1キロワット時につき）</td> <td>0.000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>		離島基準単価（1キロワット時につき）	0.001 円	項目	値	係数	α	1.0000	β	0.0000	γ	0.0000	離島基準燃料価格	X	57,700 円	Y	86,600 円	離島基準単価（1キロワット時につき）	0.001 円	項目	値	係数	α	1.0000	β	0.0000	γ	0.0000	離島基準燃料価格	X	42,600 円	Y	63,900 円	離島基準単価（1キロワット時につき）	0.000 円	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
離島基準単価（1キロワット時につき）	0.001 円																																			
項目	値																																			
係数	α	1.0000																																		
	β	0.0000																																		
	γ	0.0000																																		
離島基準燃料価格	X	57,700 円																																		
	Y	86,600 円																																		
離島基準単価（1キロワット時につき）	0.001 円																																			
項目	値																																			
係数	α	1.0000																																		
	β	0.0000																																		
	γ	0.0000																																		
離島基準燃料価格	X	42,600 円																																		
	Y	63,900 円																																		
離島基準単価（1キロワット時につき）	0.000 円																																			

電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後			現行																		
<u>中国電力ネットワーク株式会社供給区域</u>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>1.0000</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島基準燃料価格</td> <td>X</td> <td>42,600 円</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>63,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">離島基準単価（1キロワット時につき）</td> <td>0.001 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>			項目	値		係数	α	1.0000	β	0.0000	γ	0.0000	離島基準燃料価格	X	42,600 円	Y	63,900 円	離島基準単価（1キロワット時につき）		0.001 円	(追加)
項目	値																				
係数	α	1.0000																			
	β	0.0000																			
	γ	0.0000																			
離島基準燃料価格	X	42,600 円																			
	Y	63,900 円																			
離島基準単価（1キロワット時につき）		0.001 円																			
<u>九州電力送配電株式会社供給区域</u>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>1.0000</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島基準燃料価格</td> <td>X</td> <td>52,500 円</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>78,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">離島基準単価（1キロワット時につき）</td> <td>0.003 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>			項目	値		係数	α	1.0000	β	0.0000	γ	0.0000	離島基準燃料価格	X	52,500 円	Y	78,800 円	離島基準単価（1キロワット時につき）		0.003 円	(追加) (追加) (追加) (追加)
項目	値																				
係数	α	1.0000																			
	β	0.0000																			
	γ	0.0000																			
離島基準燃料価格	X	52,500 円																			
	Y	78,800 円																			
離島基準単価（1キロワット時につき）		0.003 円																			
			(追加)																		

